

各種揭示事項

令和8年6月

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です

病院指定事項

指定病院

- ・ 精神保健福祉法指定病院
- ・ 臨床研修指定病院

指定医療機関

- ・ 健康保険法による保険医療機関
- ・ 生活保護法による指定医療機関
- ・ 結核指定医療機関
- ・ 精神通院医療を担当する医療機関
- ・ 原子爆弾被爆者一般疾病医療指定医療機関

次の施設基準に適合している旨の届出を中国四国厚生局長に行っています

◇ 基本診療料の施設基準

- ・ 精神病棟入院基本料（15:1）
- ・ 看護配置加算
- ・ 看護補助加算2(看護補助体制充実加算2)
- ・ 療養環境加算
- ・ 精神科応急入院施設管理加算
- ・ 依存症入院医療管理加算
- ・ 摂食障害入院医療管理加算
- ・ 精神科救急搬送患者地域連携受入加算
- ・ 精神療養病棟入院料
- ・ 重症者加算1
- ・ 電子的診療情報連携体制整備加算3

◇ 特掲診療料の施設基準

- ・ ニコチン依存症管理料
- ・ こころの連携指導料（Ⅱ）
- ・ 薬剤管理指導
- ・ 精神科退院時共同指導料1及び2
- ・ 検体検査管理加算（Ⅱ）
- ・ CT撮影及びMRI撮影(CT撮影)
- ・ 療養生活継続支援加算
- ・ 精神科作業療法
- ・ 精神科ショート・ケア 小規模なもの
- ・ 精神科デイ・ケア 小規模なもの
- ・ 精神科デイ・ナイト・ケア
- ・ 医療保護入院等診療料
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注5
- ・ 入院ベースアップ評価料25
- ・ 通院・在宅精神療法の注9に規定する心理支援加算

◇ 入院基本料について

当院では、精神病棟入院基本料15対1の届出(5階・6階)を行っており、入院患者15人に対し1人以上の看護職員(看護師、准看護師)を配置しています。また、精神療養病棟入院料の届出(3階・4階)を行っており、入院患者15人に対し1人以上の看護要員(看護師、准看護師、看護補助者)を配置しています。

◇ 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束最小化について
当院では、入院の際に医師を始めとする関係職種が共同して、患者様に関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししています。また、厚生労働大臣の定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束最小化の基準を満たしております。

◇ 明細書の発行状況

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

◇ 相談窓口について

当院では、地域連携室の経験を有する相談員や医療安全管理者等による相談及び支援を受けることができます。

◇ 禁煙外来について

当院では、ニコチン依存症管理料の届出を行っており、禁煙外来を実施しています。なお、**病院敷地内は全面禁煙**を実施しておりますのでご協力をお願いします。